

パブリックコメント案件概要

案件名：(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)

<p>1. 施策の概要</p> <p>尼崎市において総合的かつ積極的な人権施策の推進を図るため、人権についての基本的な考え方を示す(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例を新たに制定する。</p>
<p>2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など</p> <p>本市においては、昭和60年に人権擁護都市宣言が尼崎市議会において決議され、また、平成13年には人権教育や人権啓発を推進するための指針となる尼崎市人権教育・啓発推進基本計画を策定するなど、人権に関する施策の推進に取り組んできた。また国においても、人権に関する法の整備等の取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定されているが、今もなお不当な差別や排除、暴力等の人権侵害が生じている現状がある。</p> <p>これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱いたり、無関心になること、力の優位性を利用して相手を服従させるための暴力が容認されていることなどがその要因として考えられる。</p> <p>このような問題を解決し、一人ひとりがかけがえのない存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、人権文化が市民社会に浸透することが必要である。</p> <p>そのため、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、人権文化についての理解を共有し、人権文化いきづくまちづくりの推進を図れるよう、(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例として明文化を図る。</p> <p>※「人権文化」とは 全ての人々が不当な差別及び排除、暴力をはじめとする人権侵害を受けず、日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。</p>
<p>3. 目指す姿・対応策など</p> <p>(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例の制定により、人権文化についての理解が広まり、本市に関わる全ての主体が、互いの多様性を認め合い、つながりを持ち、支え合うことにより、暮らしやすいと実感できるまちづくりを進める。</p>
<p>4. 施策の対象範囲・期間など</p> <p>市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体</p>
<p>5. 市民意向調査の概要</p> <p>条例素案策定にあたり、令和元(2019)年8月1日から8月23日までの間ホームページ上で意見募集を行った。</p>
<p>6. 施策の検討経過</p> <p>(1) 素案検討過程での主な論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の名称について ・条例において記載する人権問題について ・人権文化いきづくまちづくりの定義について <p>(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由</p> <p>・条例において列記する人権問題については、人種、信条、宗教、性的指向、性自認の文言も必要ではとの意見もあったが、多種多様な人権問題がある中で、個々の問題に優先順位をつけることは不可能であり、条例の中に全ての人権問題を列挙することは難しいため、尼崎市に関連の深いものや近年事象が起きているものを選択し記載するという考えから、現行の表現としている。</p>
<p>7. 今後のスケジュール</p> <p>令和元(2019)年9月25から10月15日までの期間で条例骨子素案に対する市民意見の募集を実施する。その後、市民意見公募手続結果を公表し、令和2(2020)年2月議会に提出する。</p>
<p>8. 添付資料</p> <p>(仮称)尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)</p>
<p>9. お問い合わせ先</p> <p>総合政策局協働部ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F 電話番号 06-6489-6658、ファクス(FAX) 06-6489-6661 メールアドレス(Eメール) ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jp</p>